

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年6月13日)

陳情6年福祉保健第14号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年ー14 (R6.6.5)	福 祉 保 健	新型コロナウイルスワクチン接種の範囲拡充と費用負担軽減に関する陳情	
▶陳情事項 1 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の重症化予防のためのワクチン接種の対象について、年齢は関係なく基礎疾患を有する者とすること。 2 ワクチン接種時の費用負担軽減を行うこと。			

▶陳情理由

国内の人工透析患者は、令和4年12月31日現在347,474名（日本透析医学会調べ）で、鳥取県内の人工透析患者数は、令和5年12月31日現在1,578名である。

近年の透析患者の傾向は、

- 1 患者の高齢化
- 2 糖尿病を原疾患とする患者の増加
- 3 長期治療による合併症を有する患者の増加
- 4 介護を要する患者の増加

など、問題が多岐にわたる。

新型コロナウイルスワクチン接種については、今年度より季節性インフルエンザワクチンと同様、重症化予防を目的とする定期接種に位置づけられ、地方自治体において実施されることとなった。今年度秋冬から始まる定期接種の対象は次のとおりである。

- 1 65歳以上の方
- 2 60～64歳の基礎疾患を有する方（透析患者などインフルエンザワクチンの定期接種の対象者と同じ。（注記）心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方。）

費用は、原則有料とある。

昨今では、電気・ガス・ガソリン代等の高騰で、透析患者の治療と生活はますます厳しいものとなっている。患者の高齢化に伴い、年金収入のみで生活している者も多く、透析治療のため時間制約があり、就職できない患者も少なくない。そうした状況の中で、私たち患者が安心して治療に専念でき、その治療に支えられて社会生活が営まれるよう、上記の事項について陳情する。

▶提出者
鳥取県腎友会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

福祉保健部（感染症対策センター）

【現 状】

- 1 予防接種法第5条第1項に基づき、市町村は、B類疾病である新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザワクチンの定期接種を行うこととされており、その対象者は予防接種法施行令第3条第1項により、次の者が規定されている。
＜接種対象者＞
 - ① 65歳以上の者
 - ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 2 また、同法第25条第1項の規定により、定期接種に要する費用は市町村が支弁することとされ、同法第28条の規定により、予防接種を受けた者等から薬品費等の実費を徴収することができるとされている。（定期接種（B類疾病）の場合、接種費用の3割程度が市町村に対して交付税措置される。）
- 3 接種費用に係る被接種者の自己負担額は、市町村ごとに決定されており、従前から実施されているインフルエンザワクチンの定期接種の場合、市町村によって、住民税課税世帯の場合500円～2,300円、生活保護世帯や住民税非課税世帯は無料～600円となっている。
- 4 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、令和5年度までは予防接種法に基づく特例臨時接種として全額国費負担（被接種者の自己負担なし）として接種されてきたが、令和6年度以降はB類疾病の定期接種として、市町村が接種費用を支弁することとなる。国は、新型コロナワクチンの接種費用が他の予防接種ワクチンと比べて高額であることに鑑み、標準的な接種費用（見込み）15,300円程度のうち8,300円を市町村へ助成することとしており、差額の7,000円程度のうち、被接種者の自己負担額については、今後、秋冬接種に向けて各市町村が決定していく予定である。

【県の取組状況】

- 1 新型コロナワクチンの定期接種の円滑な実施準備を進めていただくため、各市町村に対し、接種に係る国の助成事業のスキームや手続き、秋冬接種で使用するワクチンの製造株に係る国の検討状況等を情報提供し、共有を図っている。
- 2 さらに、新型コロナワクチンの定期接種については、インフルエンザワクチンの定期接種と同程度の自己負担で接種できる環境を整備するため、令和6年度に創設された市町村に対する国の財政支援制度を令和7年度以降も継続することを国に要望する予定としている。

※参考法令：予防接種法（昭和23年法律第68号）

（市町村長が行う予防接種）

第5条第1項

市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（第10条において「保健所を設置する市」という。）にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

（予防接種等に要する費用の支弁）

第25条第1項

この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、定期の予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村の支弁とする。

（実費の徴収）

第28条 定期の予防接種又は臨時の予防接種（特定B類疾病に係るものに限る。）を行つた者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）

（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）

第3条第1項

法第5条第1項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成13年法律第116号）附則第3条第1項（予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）附則第7条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症にあっては、当該疾病にかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	予防接種の対象者
略	略
インフルエンザ	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
略	略
新型コロナウイルス感染症	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

(実費)

第33条第1項

法第28条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。

予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

(インフルエンザの予防接種の対象者)

第2条の4 令第3条第1項の表インフルエンザの項第2号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者)

第2条の6 令第3条第1項の表新型コロナウイルス感染症の項下欄第2号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

※参考：新型コロナワクチン接種の助成スキーム（令和6年3月15日厚生労働省 自治体説明会資料）

